

来年度、子ども施策の新たな司令塔となることも家庭庁が設置され、妊娠、出産、子育て期を通じた総合的な政策展開の充実が求められるとともに、児童福祉法の改正に伴い、今後、児童相談所の第三者評価や子どもの意見表明権の確保など、児童福祉審議会に求められる役割が拡大される。

北海道においては、現在、社会福祉法の規定に基づき、北海道社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置し、児童福祉審議会の役割を担っているが、今後の子ども政策に関する審議のあり方について、委員各位のご意見をいただきたい。

1 児童福祉に関する審議体制

(1)北海道社会福祉審議会

「北海道社会福祉審議会条例」で、社会福祉審議会において、児童福祉に関する事項を調査審議することとしており、審議会運営規程で児童福祉専門分科会を設置することを規定。

【関係法令】

- 北海道社会福祉審議会条例

審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

- 社会福祉法第12条第1項

第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

- 児童福祉法第8条

第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りでない。

【審議体制】

①児童福祉専門分科会

ア 検証・処遇部会	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所等の措置の決定及び解除等に関すること ・死亡事例等の重大事例の検証に関すること ・被措置児童等虐待の防止に関すること ・一時保護の継続及び里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関わること
イ 里親・保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組に関すること ・里親の認定に関すること ・保育所の設置の認可、事業停止命令に関すること ・認可外保育施設の事業停止命令又は施設閉鎖命令に関すること ・幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可、事業停止命令又は施設閉鎖命令、認可の取り消し、勧告に関すること

(2)北海道子ども未来づくり審議会について

「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」の規定に基づき、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議。また子ども部会を要項設置し、中学生、高校生の意見を政策に反映させる取組を実施。

【関係法令】

・ 少子化対策推進条例第23条

審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる

2 検討事項

(1) 児童福祉法の改正等に伴う新たな審議事項への対応

→「一時保護所及び児童相談所による児童への処遇」や「支援困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上」、「児童の意見聴取等の仕組みの整備」など、新たな審議項目への対応が必要。

【参考:国の対応状況】

① 子ども権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ(令和3年5月)

都道府県等の諮問機関(児童福祉審議会)に、こどもや社会的養護の経験者が参画し、制度・施策に反映される仕組みを設けておくべきである。

② 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告(令和4年2月)

都道府県による意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関(児童福祉審議会)の活用等による権利擁護の環境整備を行うこととする。

③ 児童福祉法の一部改正(令和4年6月)

都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

(2) 児童福祉分野に関する審議機能の充実強化

→ 児童福祉法では、児童福祉審議会を設置することが規定されているが、北海道では、社会福祉審議会がその機能を代替してきているが、部会審議のみであり、ひとり親支援、貧困対策、ヤングケアラー支援などの政策課題に関する議論の場が必要。

(3) 審議会機能の見直し

→ こども家庭庁設置に伴い、国でも子ども政策に関する重要事項を調査審議する審議会の設置を検討。北海道社会福祉審議会と北海道子ども未来づくり審議会の役割、これまでの審議状況等を踏まえ、機能の再編・見直しの検討が必要。

◎検討の視点

児童福祉分野の政策課題が、多様化・複雑化する中で、児童福祉分野に関する審議機能を充実させる必要があるのではないか。(委員の増員、新たな分科会の設置など)